

第3章 基本計画の内容

第3章 基本計画の内容

基本目標 男女共同参画社会に向けた意識づくり

-
-
- 重点目標1 基本的人権の尊重
 - 重点目標2 男女共同参画意識の啓発
 - 重点目標3 男女共同参画社会に向けた教育・学習機会の充実
 - 重点目標4 政策・方針決定の場への女性の参画促進
-
-

【現状と課題】

すべての人々の個人としての尊厳が守られ、基本的人権の侵害や性別による差別がなく、一人ひとりの個性が尊重される男女共同参画社会の実現には、人権尊重を基盤とした男女平等観を形成していく必要があります。

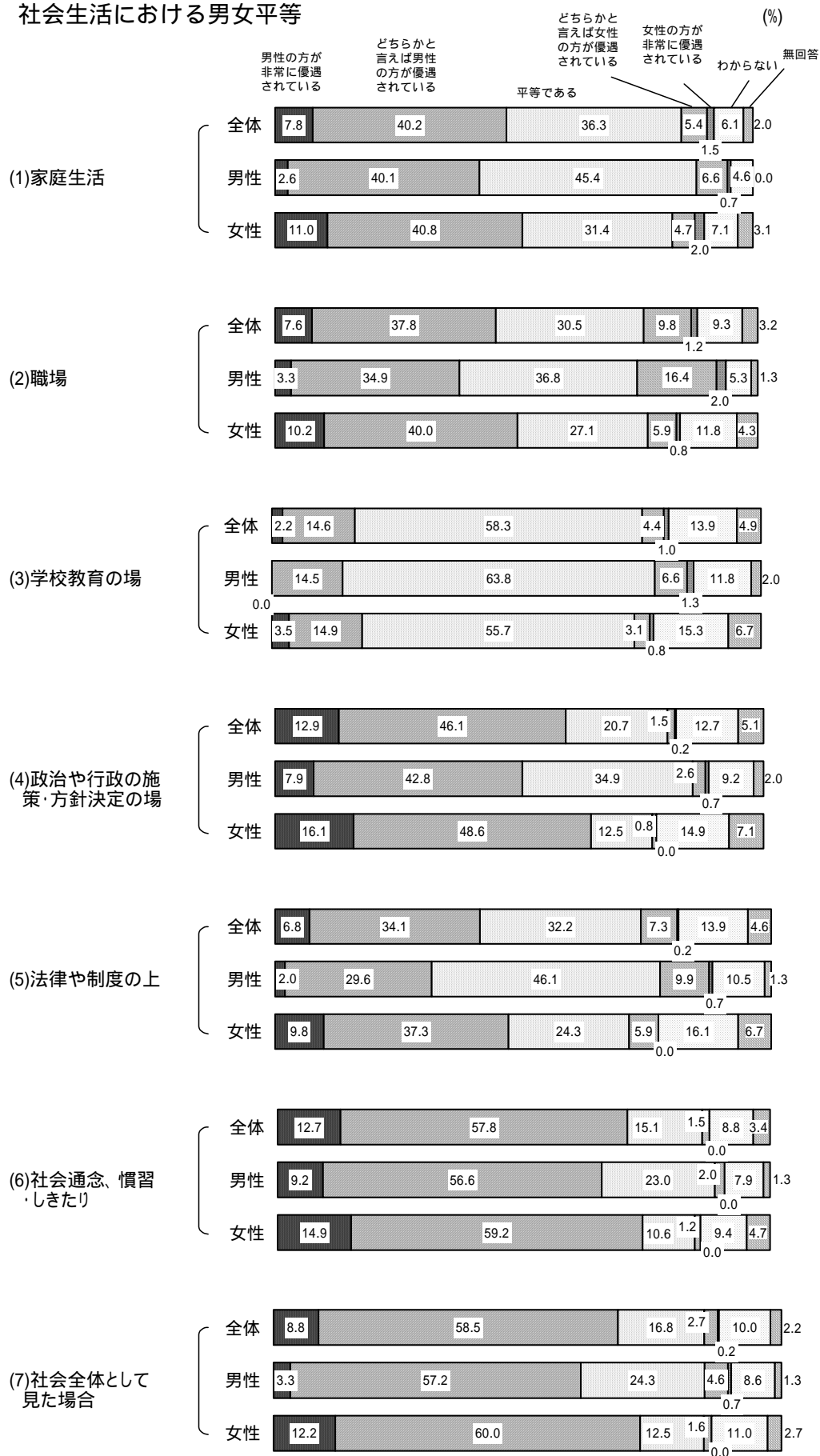
本町が平成20年度に実施した男女共同参画社会に向けての町民意識調査では、男女の平等感について、「学校教育の場」以外は「男性の方が優遇されている」との意見が多く、中でも「社会通念や慣習しきたり」「社会全体として見た場合」では7割、「政治や行政の施策・方針決定の場」においては6割の方が「男性の方が優遇されている」と回答しています。

このように、社会生活のあらゆる場面で、男性優位の活動が行なわれているとの認識を多くの方が持っています。日常生活を営むなかで、すべての事柄において男女が平等であることは困難ではありますが、どちらか一方が「優位である」と感じる社会制度や慣行については必要に応じて見直す必要があります。

男性らしさ女性らしさを尊重しつつ男女が対等な構成員として社会に参画していくためには、不必要な性別役割分担意識などをなくすためのそれぞれの年代に応じた「啓発活動」により、男女が性別にかかわらず、一人の人間として自立し、豊かな人生を送ることができるように、家庭・学校・職場・地域において、それぞれの個性を認め合い尊重し合う意識づくりが重要です。

政策・方針決定過程に男女が平等に参画し、両性の視点を反映させることは男女共同参画社会の実現に不可欠です。しかし現実としては、政策・方針決定の場での男女比率の不均衡や女性に不利益な社会制度や慣習が残っており、男女の平等な社会参画は達成されているとはいえません。政策・方針決定への女性の参画が少ない理由については、「男性優位の組織運営が行なわれているから」との認識が多くあります。男女が平等に社会の一員として役割を担っていくためには、男性・女性にかかわりなく、個人の能力を発揮できる機会が平等に与えられる社会を築くことが求められます。

社会生活における男女平等



重点目標1 基本的人権の尊重

人は全て基本的人権が保障され、法の下に平等であり、個人として尊重されています。これは性別によって差別されるものではありませんが、逆に性別を無視して成り立つものではありません。男性と女性が、身体的・生理的違いがあることをよく理解したうえで、お互いを一人の人間として尊重し認め合えるような意識づくりが重要です。

【施策の方向】

- (1)人権教育の推進
- (2)相談体制の充実
- (3)人権に関する広報・啓発活動の推進

【施策項目】

(1)人権教育の推進

思いやりの心と命を大切にす人権教育の推進

生涯の各時期における人権教育の課題を見だし、あらゆる場や機会において、人権意識の高揚を図りながら、計画的・体系的な人権教育の推進を図ります。

人権意識を高める学校・幼稚園教育の推進

年間を通しての計画的な人権教育に加え、家庭・地域と一体となった人権教育の推進を図ります。

(2)相談体制の充実

関係機関との連携による相談体制の充実強化

法務局、人権擁護委員等、関係機関との連携により相談体制の充実を図るとともに、複雑多岐にわたる事案については、専門的な相談機関等への的確な引継ぎができる体制づくりを推進します。

(3)人権に関する広報・啓発活動の推進

生涯学習を通じた広報・啓発活動の充実

町内各地区での人権のつどいの開催、各種講座等における人権に関する資料の紹介・配布等、特色ある広報・啓発活動に努めます。

多様な機会を活用した広報・啓発活動の充実

各種関係団体と連携し、学校・家庭・地域・職場等あらゆる場や機会において啓発活動や研修会を実施するとともに、人権フェスティバルにおいて町全体としての人権尊重意識の高揚を図ります。

重点目標2 男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会の実現のためには、町民一人ひとりが、社会制度や生活文化・慣行における性差別や性別役割分業意識などの問題を自分自身のこととして捉え、解決に向けて主体的に取り組んでいくことが必要です。

【施策の方向】

- (1) 固定的な役割分担意識の見直し
- (2) 男女共同参画の視点による啓発活動の推進

【施策項目】

- (1) 固定的な役割分担意識の見直し

広報・啓発活動の充実

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において個性と能力を十分に発揮することができるよう、多様な機会を活用した広報・啓発活動を推進します。

各種サービスの利用促進による固定的な役割分担意識の解消

各種子育て支援サービスや介護サービス、地域支援事業等の更なる周知及び利用促進を図り、利用者の負担軽減や多様な社会活動への参加を支援し、固定的な役割分担の解消に努めます。

地域活動指導者による社会制度・慣行の見直しの推進

地域活動指導者に対し、それぞれの立場における社会制度・慣行の見直しと、指導者として積極的な意識改革に向けた啓発の推進を図るよう働きかけます。

- (2) 男女共同参画の視点による啓発活動の推進

広報啓発活動による意識改革の推進

男女共同参画に対する町民の意識と理解が深まるよう、町広報紙・ホームページ等を活用した、わかりやすい啓発活動や対象者の実態に応じた講演会・研修会の開催を積極的に推進します。

重点目標3 男女共同参画社会に向けた教育・学習機会の充実

男女が性別にかかわらず、一人の人間として自立し、豊かな人生を送ることができるように、子どものころから、それぞれの個性を認め合い尊重し合う意識づくりが重要です。そのために、性別に捉われない意識をもち行動できるよう、それぞれの年代に応じて、家庭・学校・職場・地域における教育の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

- (1) 家庭教育・生涯学習での推進
- (2) 教育現場での推進
- (3) 地域・職場での推進

【施策項目】

- (1) 家庭教育・生涯学習での推進

生涯の各時期における学習機会の充実

家庭教育学級・生涯学習講座・高齢者大学などにおいて、生涯を通じた男女共同参画に関する学習機会を設けます。

多様な学習機会の充実

関係各機関や長崎県男女共同参画推進員等との連携により、多様な対象者に応じた男女共同参画の推進に関する情報や学習の場を提供します。

- (2) 教育現場での推進

人権尊重・男女平等精神の育成

発達段階に応じて、性別にとらわれない男女の自立・平等や相互理解など男女共同参画に根ざした教育の推進を図ります。

- (3) 地域・職場での推進

地域・職場での学習機会の充実

地域や職場において講座等の学習機会を設け、男女の平等に関しそれぞれの立場における問題点の認識やその改善に向けた取り組みの推進を支援します。

広報・啓発の充実

町内の各事業所等において、男女共同参画に関する理解が深まるよう商工会等との連携により啓発活動の推進を図ります。

町職員への研修の充実

町職員の男女共同参画に関する理解及び意識の高揚を図るため計画的な職員研修を実施します。

重点目標4 政策・方針決定の場への女性の参画促進

政策・方針などの意思決定過程への女性の参画は依然として少なく、十分とは言えません。本町における審議会等への女性委員の登用状況は、平成20年4月現在で16.5%であり、まだまだ男女の構成比に大きな差があるのが現状です。町民の生活に直接影響を与える審議会等については、女性の意見を幅広くとり入れるため女性委員の積極的な登用に努め、各職場や各種団体においても男女が平等に構成員としての役割を担うよう人材の育成や啓発活動が必要です。

【施策の方向】

- (1) 各種審議会委員等への女性登用の推進
- (2) 男女共同参画推進団体等の育成・支援
- (3) 民間企業・団体等への啓発活動の充実

【施策項目】

- (1) 各種審議会委員等への女性登用の推進

町の審議会委員等への女性の参画促進

町の政策・方針決定過程の場に女性の参画を推進するため、審議会等における女性の割合について20%を超えるよう女性委員の登用に努めます。

- (2) 男女共同参画推進団体等の育成・支援

女性団体組織の強化及びネットワークの形成

男女共同参画の視点から、女性の地位向上や男女平等な社会を実現するために活動する女性団体を支援し女性リーダーの育成を図るとともに、地域で活動している各女性団体とのネットワークづくりを強化します。

女性人材情報の整備と提供

女性団体のネットワークを活用し、地域のあらゆる分野で活躍する女性人材を発掘するとともに女性人材リストを整備し、情報提供と活躍の機会の提供に努めます。

- (3) 民間企業・団体等への啓発活動の充実

事業所等における女性参画の推進

町内事業所等に対し、男女の均等な機会の確保や女性の企画・方針決定過程への参画等、女性の能力が十分に発揮できる環境づくりのための情報提供や関係法令の周知を図るとともに積極的推進を働きかけます。

政策・方針決定への女性参画が少ない理由

(%)

